

真田間、干俣口・干俣間および新鹿沢温泉口・新鹿沢温泉間(48km)は3円30銭、上州草津・上州大津間(10km)は4円20銭、そのほかの区間(45km)は3円というように、山間割増(勾配程度により割増率を異にする)、雪国地割増が加味され、区間ごとに賃率を異にしているのが通例である。

現行の適用賃率別の路線営業キロを示すとつぎのとおりである。

適用賃率	おもな線名または区間	営業キロ
2.60円	両備線、嬉野線等	536km
3.00	霞ヶ浦線、天龍線、園籐線、大島線、国分線等	4,243
3.30	札樽線、近城線(加茂・奈良間を除く)等	1,434
3.45	十和田南線(下町・陸中花輪 和井内・休屋 十和田ホテル前・銀山間)	17
3.60	一ノ関線、紀南線等	1,877
3.90	石狩線、空知線、小国線等	525
4.20	美英線、旭川線、南十勝線等	790
4.35	十和田南線(大湯温泉・和井内 和井内・十和田ホテル前間 大湯温泉・下町)	39
15円区間	京鶴線(京都市内の区間)雲芸線、広浜線および岩日線(広島市内均一)	37
計	92線	9,498

(昭和32年4月1日現在)

(2) は数整理

5円・10円単位とし、中間は数は、上下いずれかの最近の単位に切り上げもしくは切り下げ、その数はが上下単位のちょうど中間にあるときは、これを上位の単位に切り上げる。

(3) 最低運賃

割引の有無にかかわらず、片道大人10円、小児5円
鉄道・航路にまたがる場合の旅客運賃の最低は、各別に適用した最低運賃額を合算したものによる。

(4) 大人普通旅客運賃

普通旅客運賃は、① 旅客の乗車区間に適用の賃率を乗じ、② は数整理をし、③ 最低運賃を適用する、いわゆる対キロ制運賃(例外とし一都市内区間において一定区間内運賃同一の区間制または均一運賃)を採用しているが、つぎのような諸種例 紀南線

紀南本線
(旅客および荷物運送規則第64条別表)

尾鷲	10	25	50	60	95	100	110	110	120	120	150	160	160
岡崎野田	15	40	50	85	90	100	100	110	115	140	150	150	
二木屋	30	40	75	80	90	90	100	100	130	135	140		
小坪	15	45	50	60	60	70	75	100	110	110			
矢ノ川峠	35	40	50	50	60	60	90	100	100				
栴谷橋	10	15	20	25	30	60	65	70					
上橋	10	15	20	25	30	40	50	60					
大又	10	15	15	45	50	55							
小又	10	15	40	50	50								
紀伊小坂	10	35	40	45									
紀伊佐田	30	40	40										
紀伊大泊	10	15											
上木本	10	15											
紀伊木本	10	15											

の利点から、大人普通旅客運賃を基本運賃とし、旅客および荷物運送規則の別表として運賃三角表で表定公示している。自動車線普通旅客運賃別表(運賃三角表)の一例を示せば、下表のとおりである。

(5) 自動車線普通旅客運賃表

運賃三角表は、前記例のように比較的短い自動車線でも、かなり大きなものとなり、自動車線と鉄道との間の運賃を計算する場合には不便であるので、自動車線普通旅客運賃表を設け、鉄道との接続駅からの大人普通旅客運賃を表示している。本表は一部改正のつど鉄道公報の通報欄に掲載する。

(6) 小児普通旅客運賃

大人普通旅客運賃の半額であるが、つぎの各号のように自動車線内相互発着となる場合は、一般民間バスと同様のは数整理方を、鉄道・航路にまたがる場合は、鉄道と同様のは数計算方をしてしている。

ア 自動車線内相互発着となる場合

大人普通旅客運賃を折半して、そのは数を5円、10円単位には数整理した額

イ 鉄道・航路にまたがる場合

大人普通旅客運賃(鉄道・航路および自動車運賃を合計した額)を折半して、その1円未満の数は、これを1円単位に切り上げて計算した額

(7) 特殊割引旅客運賃

ア 割引運賃の種類

学校教育の奨励、社会事業の育成等の社会政策的見地から、つぎのような割引がある。

(ア) 学生割引 普通旅客運賃の2割引

(イ) 被救護者割引 普通旅客運賃の5割引

このほか単行の公示で、身体障害者に対する割引、保安隊員の公務旅行に対する割引、国体に参加する選手役員に対する割引、または季節割引等の恒久的あるいは臨時的の割引が定められており、その条件割引率等は鉄道と同様である。

イ 割引運賃の計算方

割引旅客運賃は、普通旅客運賃から割引額を差し引いて、円単位には数計算をした額とし、鉄道・航路にまたがる場合は、割引率の同じときにかぎってその各普通旅客運賃の合計額から割引額を差し引いては数計算をした額である。

3 自動車回数旅客運賃

同一区間をしばしば乗車する旅客の利便をはかり、乗車区間の大人普通旅客運賃を10倍した額で、11券片の普通回数乗車券を発売する(約1割弱の割引となる)。

通用期間は1箇月、発売区間については、鉄道のように距離に対する制限はない。小児の回数旅客運賃は、大人運賃を折半して、その1円未満の数は、これを1円単位に切り上げて計算したものである。

4 自動車定期旅客運賃

定期乗車券には通学・通勤の2種があり、通勤または通学のため、居住地もより線と勤務先、または国鉄で指定した学校もより線間を乗車する場合に発売し、その通用期間は1箇月、3箇月または6箇月である。通勤・通学定期ともその乗車区間を、毎日の往復に可能な距離の範囲(50km)以内としている。